

## 上田市庁用汎用封筒広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、上田市が業務に使用する目的で作成する封筒(以下「庁用汎用封筒」という。)への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の基本原則)

第2条 庁用汎用封筒に掲載する広告は、次の事項を兼ね備えなければならない。

- (1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ、広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- (2) 庁用汎用封筒としての公共性、品位及び市民の信頼を損うおそれのないものであること。
- (3) 広告の受け手である市民に不利益が生じるおそれがないものであること。

### (広告の掲載基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、掲載しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 意見広告
- (5) 名刺広告
- (6) 社会的問題についての主義主張
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類似するもの
- (9) 青少年の健全育成に反するもの
- (10) 求人広告
- (11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (12) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (13) 市が当該広告の内容を推奨しているように受け取られるおそれのあるもの
- (14) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反するもの
- (15) 市税の滞納者である広告主の広告
- (16) 前各号に定めるもののほか、国、長野県、市等が制定した関係諸法規に違反するもの
- (17) 国、長野県、市から、広告主が営む業務に関して行政指導を受け、その改善が図られていない広告主の広告
- (18) その他庁用汎用封筒への掲載が適当でないと市長が認めるもの

### (広告主の所在地)

第4条 市長は、上田市内に事業所等を有する広告主の記事を掲載するものとする。

( 広告を掲載する封筒の種類及び掲載位置等 )

第 5 条 広告を掲載する封筒の種類及び掲載位置、掲載数、掲載寸法、作成枚数その他の  
広告の規格に関して必要な事項は、別に定める。

( 広告掲載の優先順位 )

第 6 条 広告掲載の優先順位は、次の各号の順とする。

- (1) 国・政府関係機関、地方公共団体、公社・公団、公益法人及びこれらに類する者
- (2) 私企業のうち公益性の高いもの
- (3) 前 2 号に掲げる者以外の企業及び自営業

( 広告掲載の申込等 )

第 7 条 広告主が広告掲載を申し込む場合は、市が広告枠の契約を締結している事業者に行うものとする。

- 2 広告主は、広告原稿及び版下の作成、広告掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の事務について、広告枠の契約を締結している事業者と手続を行うものとする。
- 3 市長は、広告枠の契約を締結している事業者と協議のうえ、広告主の募集について広報等で市民に周知できるものとする。

( 広告内容の事前協議、修正、掲載の取消等 )

第 8 条 広告枠の契約を締結している事業者は、広告を掲載するための版下の作成の前に、  
広告原稿を市長に提出して内容について協議しなければならない。

- 2 市長は、広告の内容がこの要領に違反していると認められるときは、当該広告の修正を求めることができる。
- 3 市長は、前項の内容修正がなされない場合は、掲載を取り消すことができる。
- 4 広告内容の修正及び取消により、広告主に損害が生じても、上田市は一切の責務を負わない。

( 広告主の責任 )

第 9 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

( 上田市の行う業務と広告主との関係 )

第 10 条 市長は、広告主及び広告主の指示による者からの働きかけ等に応じて、上田市の  
行う業務上のいかなる便宜も図ってはならないものとする。

( 補則 )

第 11 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。  
る。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。